令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会

第1回就労支援専門部会

令和7年7月7日(月)午後2時から

会場:文京区民センター 3A会議室

次第

1 開会

部会長の互選、副部会長の指名について

2 説明事項

- (1) 障害者地域自立支援協議会について 【資料第1-1号】
- (2) 令和6年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会振り返り

【資料第1-2号~1-3号】

(3) 令和7年度障害者地域自立支援協議会について

【資料第1-4号~1-7号】

3 検討事項

- (1) 就労選択支援事業について 【資料第2号】
- (2) グループワーク

(参考資料)

- 就労支援専門部会委員名簿
- · 文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- ・「就労選択支援」のご案内

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

- (3) 会議記録の取扱い
 - ・ 障害者地域自立支援協議会(親会)においては、会議録を作成し、会議 名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた 事項を記載する。
 - ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
 - ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、 出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和6年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時:令和7年2月17日(月)10時から12時30分まで

会場:区民センター2A(文京区民センター2階)

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- · 区報掲載 (2/10 号)
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布(専門部会員、区内事業所、相談員、障害者団体、差別解消支援地域協議会)

3 来場者数

親会委員22名、障害当事者部会員6名、傍聴63名

<傍聴内訳>

事業所職員8名、障害当事者・家族 9名

民生・児童委員、町会 30名

専門部会委員12名、その他4名

4 発表内容

- 1 開会
- ・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 →高山会長より
- 2 議題
- (1) 区の現状・制度説明

- →障害福祉課より
- (2) 専門部会より活動発表
- →各部会長より
- ・相談・地域生活支援専門部会
- · 就労支援専門部会
- · 権利擁護専門部会
- ・子ども支援専門部会
- (3) 障害当事者部会の取組
 - ・障害当事者部会活動発表
- →当事者部会長、事務局より

・防災体験について

- →当事者部会員より
- ・グループホームでの暮らし
- →当事者部会員より
- ・障害当事者部会員よりコメント
- →当事者部会員3名より

・トークセッション

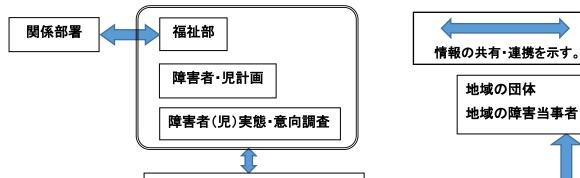
→高山会長、志村副会長、各部会長、民生委員4名より

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった	文京区の資源をいかにうまく機能させていくのかについて、各専門部会が"切れ目のない支援"という1つのテーマで話し合って共有できるよい機会だと思いました。各専門部会の取り組みがよくわかり、当事者を介して"つながる"ことができるよう活動していきたいと考えました。	区内事業所
2	大変良かった	障害当事者の方のお話、報告がとても詳しくお話ししてくださってすばらしいと思いました。こういう機会を与えてもらえて感謝してます。	民生·児童委員
3	大変良かった	発表内容、テーマが盛りだくさんだった。文京区の基本的な情報を伺ったうえで様々な分野に展開されるのは良かった。	
4	大変良かった	具体的なBookletなどがあればありがたく思いました。	障害当事者•当事者団体
5	大変良かった	大変中身の深いお話と事例、活動内容等本当に学びました。今後の活動に生かせるように努力して参ります。	民生•児童委員
6	大変良かった	大変中分の深いる語と事例、冶動内各等本当に子びなじた。今後の冶動に主がせるように另方して参りより。 全体会なのでそれぞれの部会の活動の報告内容を聞けてとても良かった。なかなか接点を持つことができずに会えない民生委員の方々のお話を聞いて活動をより知れたことは良かったなと思います。	障害当事者·当事者団体
7	大変良かった	文京区には社会資源が充実していて、当事者のことを考えていただいているのがとてもうれしく思っています。これからも当事者部会で意見交換したいで す。ありがとうございました。	
8	大変良かった	高山先生のお話はわかりやすく、大切な「社会モデル」の遂行の根幹の部分なので、とても学びになり、確認の機会になりました。当事者(という呼び方も、本当は検討したらよいと思うのですが、何を、だれを基準とした"当事者""当事者でない"?)の方のお話は、なかなか聞けないので、貴重でした。手話通訳の方の位置は、より中央でより高い位置が見やすいと思います。時間配分がタイトで、部会によっては急ぎ足の報告となってしまい、少々残念でした。(ゆっくり、しっかり拝聴したかったです)	区内事業所
9	大変良かった	防災は施設でも取り組んでいる内容でしたので、今後何をすればよいか参考になりました。引き続きチェックシートも楽しみに待っています。早く使わせてもらいたいです。	区内事業所
10	大変良かった	民生委員の参加は、防災、児童、もちろん高齢も含めて、課題解決には良かったと思います。障害者が部屋を借りたい時、間口が狭くなるのは発災リスクを考えてのことなのか(火の不始末等)権利として捉えた場合どんな問題があるのか掘り下げるのも、外からのホンネも探ってほしい、まとまりませんが。	区内事業所
11	大変良かった	当事者の方たちとお会いしてお話を伺うことは大変勉強になります。幸いにも私の町会(向丘弥生)は町会長が民生委員の活動にも協力してくださり、今回 の全体会にも出席しています。ご高齢の方、障害をお持ちの方も楽しく生活できる地域づくりの少しでもお手伝いができればと思っています。交流の大切さ を改めて考える機会を与えていただきありがとうございました。	民生·児童委員
12	大変良かった	障害者の方やすべての人が平等に共存していく為に多くの方が話し合っている事を知れた。もっともっとバリアフリー(すべてにおいて)になれるよう、日頃より気にしながら生活していきたいと思いました。	
13	大変良かった	お互いに顔の見える関係づくりの必要性を改めて感じました。また、区内には日本語が理解できない海外籍の方が増えているので、そのフォローの大切さ も感じました。	町会
14	大変良かった	切れ目ない支援を目指す上で、「横の切れ目」をつなぎ目に変えていく点で大切な協議会だったと感じました。	
15	大変良かった	縦割り、制度のはざまについては、支援者でも困難に感じるケースがあります。当事者を中心に据えて、ネットワークを作るのは自然であると思います。支 える支えられる側を作ってしまう支援の考え方を変えていけるように努めていきたいと思いました。	
16		本日はありがとうございました。ホームに入居されているメンバーの発表があり出席させていただきました。個人的には、直接協議会の活動に関わっていなかったり、研修等にも参加していなかったため、この場で各部会などの活動内容を聞くことができ、知らなかった事等もあり、とても勉強になりました。機会があれば、また参加したいです。	区内事業所
17	大変良かった		区内事業所
	大変良かった	どうかアンケート結果を発表お待ちしております。ポスターにして図書館に掲示していただけませんか?障害の有る方がよくいらしています。アンケートを実施してくださってありがとうございます。会議の場で発言は勇気がでなくても、全員にチャンスをくれて感謝しております。ありがとうございます。会議の最後に女性の方が虐待等について話されていました。私も体験しました。勇気ある発言で私に力をもらえました。ネガティブな内容であっても発言できる会議になっていってほしいと思いました。どうかよろしくお願いいたします。	
19	大変良かった	皆、貴重なお話しなのですが、内容が盛りだくさんなので、絞ってゆっくりお聞きできるとより良い会になると思いました。 ありがとうございました。	
20	大変良かった	専門部会だけでは見えない課題や活動を知ることができました。 (3)障害当事者部会の取組について 当事者の方々の発表に、もう少し時間の余裕が欲しかったです。	民生·児童委員

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
22	21	大変良かった	 ・防災及び業務継続計画への取り組みとして、発災時及復旧について、区内有志で、シュミレーション訓練を行えると、より具体的な文京区にて取り組む課題が見えてくるのかと思いました。 ・区の現状の報告について、席上資料とは別に、投影用のスライド資料があるとより見やすかったのかと思います。 ・精神障害者は、手帳の所持者数に加えて、自立支援医療を利用している件数が記載されると、実態がよりつかみやすいかと思いました。また、難病についても、医療費助成を受けている件数などが記載されると、難病罹患者がどの程度いらっしゃるのかなど、現状を認識していただき易いかと思いました。 ・P1 障害福祉サービスについては、GHや入所施設については、区内外が記載されると、より現状が認識していただきやすいかと思いました。 ・P1、P4地域生活支援事業を記載するのであれば、障害者相談支援事業の実施事業者を記載した方が、どこが実施しているのかわかりやすいかと思いました。 ・P4 計画相談支援のセルフプランの件数についても、記載があると現状がわかりやすいかと思いました。 	区内事業所
高山先生の包括的で今後の指針となるお話と、現場の活動を知ることができとても勉強になりました。特に民生委員の皆さんの活動は不勉強だったので、	22		髙山先生のお話は、協議会の趣旨が分かりやすく説明され、能登の震災・豪雨を例示されたことで、災害でも弱者の安全を保障するのが大事なことを示され、今回の方向付けを明確にできたのはよかったと思います。 また当事者部会の報告や、当事者さんのお話も、本人の立場に置き換えて考えるとどうなのか、という視点を再認識し、有意義でした。今後も支援者や行 政側とは違う発信をしてもらいたいと思います。	その他
R4年度のテーマは「防災」と言う事で、1/17の当時者部会「民生委員との交流会」に参加させて頂き、発災時の民生委員の活動を紹介させて頂きました。	23	大変良かった	高山先生の包括的で今後の指針となるお話と、現場の活動を知ることができとても勉強になりました。特に民生委員の皆さんの活動は不勉強だったので、 もう少し詳しく活動を知りたいと思いました。	区内事業所
□ 内容が深く、3年間の集大成として、障害福祉についてとても勉強になりました。ですが、あまりにも詰め込みすぎで、各発表者が速足となり、内容理解に追いつけない人もいたのではないでしょうか。もう少しゆとりがほしかったです。	24	大変良かった	R6年度のテーマは「防災」と言う事で、1/17の当時者部会「民生委員との交流会」に参加させて頂き、発災時の民生委員の活動を紹介させて頂きました。 今回その事をお話しするつもりでしたが、壇上最初に指名され慌ててしまい、上手く話せませんでした。 専門部会の活動発表は、どれも解り易くお話し頂きました。	民生·児童委員
26 大変良かった 内容が盛り沢山でした。所用で退席してしまいましたが、最後まで聴けなくて残念です。当事者の声を直接聴く機会があり、大変良かったと思います。 区内事業所 27 大変良かった 防災についての考え方などを伺えてとても良かったです。また、民生委員の方のお話を伺える機会もあってとても良かったです。	25	大変良かった	内容が濃く、3年間の集大成として、障害福祉についてとても勉強になりました。ですが、あまりにも詰め込みすぎで、各発表者が速足となり、内容理解に追いつけない人もいたのではないでしょうか。もう少しゆとりがほしかったです。 今回の会では民生委員をとても立てていただきましたので、非常に重圧な役割を感じております。ここのところ、いろいろな場面において「民生委員を頼りに」していただく事がとても多く、正直なところ何でもかんでも民生委員頼りな状況に困っております。私たち民生委員は職業ではなく、仕事でもなく、単なる福祉の活動ですので、あれもこれも頼られるほどスーパーマンではないことをご理解いただきたくよろしくお願いいたします。	民生·児童委員
大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かったです。また、民生委員の方のお話を伺える機会もあってとても良かったです。 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良かった 大変良がった 大変なお話を伺える貴重な機会でした。 権利擁護における話で出ました。ライフステージ及びライフイベントについての視点が興味深く思いました。子ども支援専門部会の報告では、全ての区民 (市民)に通ずる課題と視点をいただいたように思います。「切れ目を繋ぎ目」という考え方について、もっと詳しく知りたいと思いました。また区で策定中の子 民生・児童委員 ともの権利擁護条例との関わりについても知りたいと思いました。 民生・児童委員 日かった 中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。 民生・児童委員 日かった 文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は~と・ピア2の〇〇さんの体験談が素晴らし かったです。私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。 区内事業所 と時間半、途中時間調整をしながら各議題、取り組みを知ることができてとても勉強になりました。ありがとうございました。 と中間でありかったでき、私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。 日立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。 民生・児童委員 日立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受けていることだけでなく、支援を受けているにとだけでなく、支援を受けていることだけでなく、支援を受けているにとだけでなく、支援を受けているにとだけでなく、支援を受けているにとだけでなく、支援を受けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	26	大変良かった		区内事業所
権利擁護における話で出ました、ライフステージ及びライフイベントについての視点が興味深く思いました。子ども支援専門部会の報告では、全ての区民 (市民)に通ずる課題と視点をいただいたように思います。「切れ目を繋ぎ目」という考え方について、もっと詳しく知りたいと思いました。また区で策定中の子 民生・児童委員 29 良かった 25 日本の 20 日本			防災についての考え方などを伺えてとても良かったです。また、民生委員の方のお話を伺える機会もあってとても良かったです。 高山会長の支援する側される側という考え方を変えなければいけないという言葉や、連携することの大切さなども伺えてとても良かったです。	
29 良かった 民生・児童委員 30 良かった 中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。 民生・児童委員 31 良かった 文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は~と・ピア2の〇〇さんの体験談が素晴らしかったです。私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。 区内事業所 32 良かった 2時間半、途中時間調整をしながら各議題、取り組みを知ることができてとても勉強になりました。ありがとうございました。 その他 33 良かった 障害者の方の自立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。 民生・児童委員 34 良かった 自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受けるがら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。 障害当事者・当事者団体	28	良かった	権利擁護における話で出ました、ライフステージ及びライフイベントについての視点が興味深く思いました。子ども支援専門部会の報告では、全ての区民 (市民)に通ずる課題と視点をいただいたように思います。「切れ目を繋ぎ目」という考え方について、もっと詳しく知りたいと思いました。また区で策定中の子	民生·児童委員
30良かった中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。民生・児童委員31良かった文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は~と・ピア2の〇〇さんの体験談が素晴らしかったです。私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。区内事業所32良かった2時間半、途中時間調整をしながら各議題、取り組みを知ることができてとても勉強になりました。ありがとうございました。その他33良かった障害者の方の自立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。民生・児童委員34良かった自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。障害当事者・当事者団体	29	良かった		民生•児童委員
日本の方式 日本			中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。	
33 良かった 障害者の方の自立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。 民生・児童委員 34 良かった 自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。 障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受けているようとではでなる。 はながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	31		文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は~と・ピア2の〇〇さんの体験談が素晴らしかったです。私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。	区内事業所
34 良かった 自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受 けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	32	良かった		
34 <mark>艮かっに </mark> けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	33	良かった		民生•児童委員
	34	良かった	けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	
	35	良かった	どのジャンルにおいても縦割り、連携不足が課題だと感じました。ネットワークづくりの大切さを再確認しました。	

36	良かった	相談・地域生活支援専門部会と権利擁護専門部会で同じようなことを課題に感じ、リーフレット作成しているので、うまく連携できればよいと思った。専門部 会間の連携がとても重要と思った。	障害当事者•当事者団体
37	良かった		町会
38	良かった		障害当事者·当事者団体
39	良かった	資料や説明もわかりやすく、それぞれの部会と協議会、区の状況を知ることができる内容でした。コンテンツが多い為、時間の配分が非常に大変だとも感じつつも昨年から全体的にブラッシュアップされていました。特に就労支援の展示等、今回は休憩時間の都合上、ゆっくりと観ることはできませんでしたが、発表や報告のみに留めないイベントやお祭り感がありました。 トークセッションが登壇した方々のやり取りに終始していた印象があり、少し残念でした。会場からの就労する方へのパワハラについての意見も重要なことだと思いました。当事者部会の発表とトークセッションが地続きの議論という印象が少なく、一幕開けた次の議題という印象もありました。登壇と会場に分けずに会場のみであった方が、一体感や会場からの意見が出やすかったのかなと思いました。	区内事業所
40	良かった	支援の連帯がとても大切な事が良くわかりました。	民生·児童委員
41	良かった	障害者を取り巻く環境や、問題点が色々と学習できました。	民生·児童委員
42	良かった	困った時に相談出来る窓口が複数あることは良いことだと思う反面、結局どこに相談すれば良いのか迷ってしまう…という悩みも出てきてしまうと感じまし	
43	良かった		
44	普通	障害にもいろいろな種類があり、また、その障害の程度も段階がある(軽度~重症)。全体で話をすると、わからなくなってしまう。それぞれの内容につき、対応を考えないと話がまとまらないのではと感じた。例えば、眼の不自由な人と脚が義足の人とでは話す内容等全然変わってくる。私としては知的障害の方が一番問題多いのではないかと思いますが…	町会
45	普通	時間の割り振りを明確にしておいた方が良いと感じます。やはり、一年間の活動報告ということであれば、各々の専門部会に均等な時間を割り当てるべき であると考えます。改善を求めます。	

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



障害者地域自立支援協議会

親会

(事務局:障害福祉課)

- •各専門部会の検討事項を決定し、各専門部会に対して検討依頼を行う。
- ・各専門部会の検討内容の発表を行う「全体会」として開催する。

運営会議

(事務局:障害福祉課)

会長、副会長、部会長、事務局等が参加。自立支援協議会のあり方、部会再編、課題整理等について検討、調整する。

説明·報告

意見

専門部会

(必要に応じて合同開催)

<u>障害当事者部会</u>

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

- ・区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動等を行う。
- ・親会、各部会の検討内容について、障害当事者の視点から提言を行う。
- ・必要に応じて親会、専門部会に出席する。

★ 課題・検討内容の共有

相談·地域生活 支援専門部会

(事務局:障害福祉課・ 障害者基幹相談支援 センター)

相談支援体制や地域生活を支える仕組みについて検討する。

就労支援専門部会

(事務局:障害者就労 支援センター)

一般就労の推進と福祉 的就労の充実について 検討する。

#題・検討内容の共有

権利擁護専門部会 (事務局:社会福祉協 議会)

検討依頼

報告(発表)

障害者の権利擁護の 取組みや虐待を予防 するための仕組みにつ いて検討する。

子ども支援専門部会

(事務局:障害福祉課)

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、子ども中心の支援体制の構築等について検討を行う。

各種会議体や連絡会

- 指定特定相談支援事業所連絡会(事務局:障害者基幹相談支援センター)
- ・就労支援者研修会(事務局:障害者就労支援センター)
- ・障害者差別解消支援地域協議会(事務局:障害福祉課・予防対策課) その他

個別支援会議

令和7年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	1	<u> </u>			ジロム			加 时		<u> </u>				
	4月	5月	6月	7月	8月	9)	月	10月	11月	12月	1月	1	2月	3月
自立支援協議会(親会)		第	1 🗇				し	ていたが、全	I の開催を予定 は体会とのスケ C、調整する。			第2 ^{(全体会}	口 会)	
運営会議	第 [·]	1 🗇	\$					第2	20					
障害当事者部会	説明・		(文) (大) (五)	第1回		第2	2回	説明・	忠		第3 ▲ Ⅰ	口	発表	
	報告			説意明見				報告	見		説意明			
専門部会		* +	7	1 🛊					*		V			
相談•地域生活支援専門部会				第1回			第2	2回		第3回				
就労支援 専門部会				第1回			第2	2回		第3回		金体会に	-資料提出が	
権利擁護 専門部会				第1回			第2	2.0		第3回	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	に合う。	よう、各専門法議を開催	
子ども支援 専門部会			第1回	第2回		第3	30			第4回				

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	委員委嘱(3年任期)		
親会			全体会の実施
A	運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施	障害者・児計画事業実績の評価
相	相談支援専門部会	部会統合	
沿談· 地域	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討	
域生活支援	優先協議課題の議論	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討	
	居住支援の課題について検討		引き継ぎチェックシートの作成
- 	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレ	これ タギで矛動な仕組みの検討	
	加力を通した社会参加を促進するため、戦场体験、アヤレ	フン雇用寺、多様で朱料な仏祖のの便割	
就労支援専門	障害者就労支援ハンドブック活用についての検討	令和6年度地域支援フォーラム企画検討	
部会	週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討
	ポケル目制度 辛用油ウオビのカリナから 陪実者の接		
権利擁	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利	門をする任祖みの検討	
護専門な	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける 意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成
部会	権利擁護に関するパンフレットの検討		
障	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から 優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見	Th/// 1 1 1 - TA - 1 1
害当事		交換	防災について体験・検討
者部会	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会
		部会新設	
子ども			
も支援専	部会設立にあたっての検討・協議	産前から小学生までの切れ目ない支援について ゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施
専門部会			

令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和7年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、 文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会(全体会)において各専門 部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の 生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を 行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについ て検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業の実施に向けて研究、検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護の意識醸成および制度の利用促進、並びに関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目」ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による 相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支 援の課題について検討を行う。

就労選択支援事業について

令和7年度第1回就労支援専門部会 資料第2号

就労選択支援事業について

本人の目標に向かって、「今」「どこで」「何を」「どのように」するのか、具体的な方針を整理していく事業。

01

誰が、どんな時に使うサービスなの?

[対象]

- 1. 就労移行支援又は就労継続支援を新たに利用したい方
- 2. 就労移行支援又は就労継続支援を現在利用している方

「どんな時に】

就労移行支援又は就労継続支援を新たに利用又は 更新する時に使うサービス

02

いつから始まるの?

[いつから] 令和7年10月から開始される。

[利用必須]

令和7年10月からは、就労継続支援B型を新規で利用する場合。(就労経験がある方、50歳以上の方、障害基礎年金1級受給の方を除く)

令和9年4月からは、就労継続支援A型を新規で利用する場合。就労移行支援の標準利用期間を超えて更新する場合。

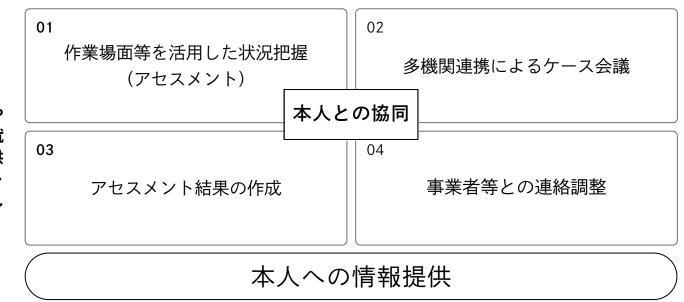
03

どんなサービス内容なのか

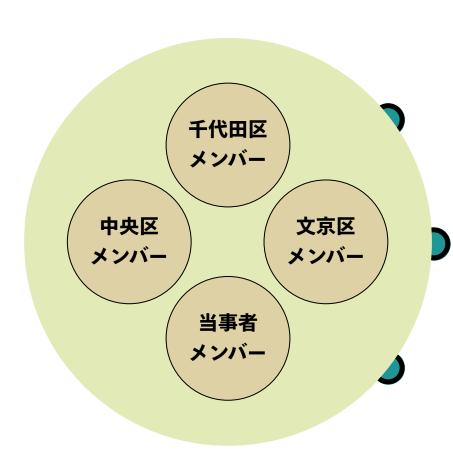
本人の希望・能力・適性に合う就労先や 支援サービスを主体的に選べるよう、就 労選択支援員がアセスメントと情報提供 でミスマッチを防ぎ、多機関連携のケー ス会議を行い、適切な進路決定を後押し を図る。

支給決定期間

原則1ヶ月



3区で共通した仕組み作り



利用できるサービスの幅が広がる

共通したアセスメントやサービス内容の流れを理解した事業所が 増え、選択肢の幅が増やせる。

事業開始後の利用しやすさの向上

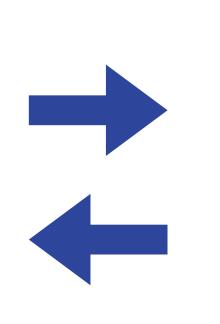
アセスメントやサービス内容の流れが共通化され、事業者ごとの 関係機関同士の調整が最小限となり、利用者にとってもわかりや すく利用しやすさにつながる。

支援の質の向上

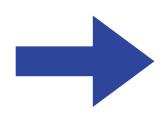
区をまたいで、事業所間のネットワークが強化されるだけでなく、協力し合うことで情報の偏りや過不足ない情報提供が行いやすくなり、支援の質の向上を図れる。

合同検討の流れ

各区実施のネットワーク事業などで協議



3区メンバー合同検討チーム



3区ネットワーク事業合同開催 連絡会

構成メンバー

- · 各区就労選択支援実施予定事業所 等
- ・各区障害者就労支援センター

3区ネットワーク事業の合同開催

- ・アセスメント手法等の研修会
- ·事例報告会等

01

就労選択支援の周知

チラシの作成・周知方法・周知先の選定など

02

地域の社会資源を把握する

各社会資源が就労選択支援にどう関 わることになるのか共通認識をもつ

03

アセスメントの実施方法

04

アセスメントシート・ツールは何 を使うか

事業所独自のシートとツール 共通のシートとツール(就労支援のためのアセスメントシート・BWAP2)

05

多機関連携によるケース会議の進 め方・確認する項目

チェックリストの作成

06

フィードバックの方法とフィード バックシートの検討

07

就労選択支援事業の地域における ワークフローや流れの確認



各区内⇒3区



3区⇒各区内

3区合同検討チームのスケジュール(案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3区合同検討チーム	合同で検討する 内容の整理 キャッチフレー ズの検討 アセスメントシ ートの共有	アセスメントシ ートとツールの 整理・振り返 りシートの作 成	多機関連携 会議内で確認 するチェックリ スト作成 合同研修会	開始後の課題確認	開始後の課題確認	合同事例検討
	法のアンケー			事例の実施(予定)		

事業のスケジュール(案)

文京区	7月	8月	9月	10月	11月	1 2 月
就労支援専門部会	3 区流れ共有 チラシ検討			3 区・ワーキング 流れ共有 チラシ周知 開始後現状確認		事例報告 現状と課題の整理
ワーキンググループ	就労選択支援 内容の整理	チラシ検討 社会資源整理	チラシ作成 ワークフロー確認			
就労支援者研修会			合同研修会			合同事例報告会

グループワーク:チラシの作成

1. キャッチコピー

2. チラシ内容の検討

3区合同チームで検討する予定です。 就労選択支援を表す端的なメッセージ

グループに分かれ、厚生労働省の作成チラシ(案)やグループワーク補足資料を参考に、チラシに記載する内容のご意見をいただければと思います。

グループワーク

○チラシに記載する内容について意見交換を行う「誰に届けたいか」を最初に共有し、対象者像に合わせて項目の優先順位を検討する。

チラシについて・・・

A4表裏 カラー

表面は3区と共通、裏面は各区独自内容を予定。

最後に、各グループ事務局より内容の発表を行います。

カテゴリ	掲載項目	補足
事業の基本情報		
対象者		
支援内容		
利用料金		
区内就労選択事業所の情報		
利用申込方法		
		9

令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会委員名簿

役職名	委員名	所属機関•団体•施設名
副会長	志村 健一	東洋大学福祉社会デザイン学部教授

Α

В

Α

В

Α

В

Α

В

Α

В

Α

В

В

Α

Α

В

Α

В

委員	瀬川 聖美	社会福祉法人本郷の森理事長(三丁目分室)
11	前田 貴子	飯田橋公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官
11	藤枝 洋介	障害者就労支援センター所長
"	見城 圭美	東京障害者職業センター 障害者職業カウンセラー
"	山口 裕紀子	筑波大学大塚特別支援学校進路指導主事
"	小野寺 肇	都立王子特別支援学校主幹教諭
"	池田 直矢	東京大学医学部精神科デイホスピタル
"	小泉 洋平	小石川メンタルクリニック リワークデイケア
"	野村 育代	ジョブリッジ飯田橋 サービス管理責任者
11	石田 由美子	銀杏企画三丁目移行分室 精神保健福祉士
11	平井 芙美	アビーム管理者・サービス管理責任者
"	長澤 みこ	工房わかぎり施設長
11	中瀬 茂由	ふる里学舎本郷係長
11	大野 聡士	トヨタル一プス(株)取締役
当事者委員	鶴田 秀昭	
11	森 裕介	
区 委員	望月 大輔	障害福祉課 障害福祉係長
11	小谷野 恵美	保健サービスセンター(本郷支所)

事務局	藤枝 洋介	障害者就労支援センター
"	皆川 譲	障害者就労支援センター
"	鴇田 慎	障害者就労支援センター
"	屋代 光也	障害者就労支援センター

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正 24文福障第688号 平成24年6月01日一部改正 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正 27文福障第2238号 平成28年2月01日一部改正 27文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正 2019文福障第2982号 令和2年3月18日一部改正 2020文福障第2045号 令和2年12月18日一部改正 2021文福障第2084号 令和3年12月17日一部改正 2022文福障第206号 令和4年12月2日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関す る課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援 する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
 - (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
 - (4) 権利擁護の取組に関すること。
 - (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
 - (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員と する。
 - (1) 学識経験者 2名以内
 - (2) 精神科医師 1名
 - (3) 障害者相談員 2名
 - (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
 - (5) 別表第2に掲げる職にある者
 - (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は 意見を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 協議会の下に、専門部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 相談·地域生活支援専門部会
 - (2) 就労支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 子ども支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長(部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。) は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催すること ができる。
- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この 場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会 文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
 - (2) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会

文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会

文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会

福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

- 第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。
- 2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人 に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月 31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する 公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 障害当事者団体	1名 1名 1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	1名 1名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7名以内

別表第2(第3条関係)

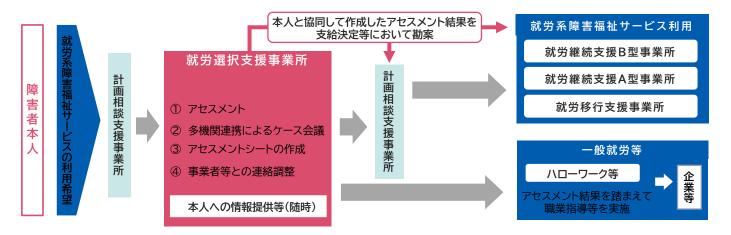
区職員 委員	福祉部障害福祉課長
	保健衛生部予防対策課長
	文京保健所保健サービスセンター所長
	教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長
	区立本郷福祉センター施設長
	障害者就労支援センター所長
	障害者基幹相談支援センター長

令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント) 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② **多機関連携によるケース会議** 利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ **アセスメントシートの作成** アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整 アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

- ・ 卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方
- ※ 就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となります。近隣に就労選択支援事業所がない場合は自治体にご相談ください。
- ※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方 どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

> 自治体や相談支援事業所にご相談ください (照会先:〇〇窓口/×××-×××-×××)

